

(議長)

休憩を閉じて会議を再開致します。
次に、出崎議員の発言を許可致します。

「出崎議員」

議長。

(議長)

出崎議員。

「出崎議員」

私からは2問について質問致します。

えーまず、上下水道管の老朽化対策について、上下水道管の老朽化を起因とする道路陥没事故の発生が相次ぎ、社会問題となっています。本町の現状と対策について伺います。

1つ目、上水道管について。総合計画後期基本計画原案によれば、水道管路耐震化率は、令和6年度中に設定予定となっているが、設定されたかどうか伺います。

2つ目、下水道管について。管種ごとの延長、最大管径はどのようにになっているのか。平成6年度から公共下水道の整備を進めてきたといいますが、50年の耐用年数を経過した下水道管はないと考えてよいのでしょうか。

3つ目、将来老朽した管の更新について。どのような方針で備えるかを伺います。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

出崎議員の1問目、上下水道管の老朽化対策についてのご質問にお答えを致します。

1つ目の総合計画後期基本計画における上水道管路の耐震化率についてでございます。

総合計画における耐震化率につきましては、急所施設及び重要施設までの管路の耐震化率を示すものでございまして、令和5年度の現状値と致しましては、73.7%

となっているところでございます。

また、総合計画後期基本計画の令和11年度までの目標値と致しましては、80.3%としているところでございます。

次に2つ目の下水道管渠についてでございますが、管種ごとの延長の内訳につきましては、令和7年度末時点での数値で、コンクリート管が1,645m、塩ビ管が2万3,901m、その他鉄管が1,210mとなっているところであります。公共下水道管渠の最大管径につきましては、流末となります江差・上ノ国下水道管理センターの付近で70cmが最大となっているところでございます。

また議員ご案内の通り、公共下水道の管渠整備につきましては、平成6年度から進められ、供用開始は平成15年度となっているところでございます。

下水道管渠の耐用年数は、供用開始からの経過年数となっておりますので、現在2年を経過したところで、耐用年数の目安であります50年を経過する下水道管渠はございません。

最後に3つ目の今後の老朽化した管の更新の方針についてでございます。

上水道の老朽管更新工事につきましては、優先順位などを勘案しながら毎年実施しているところでございまして、また併せて、年に2回の漏水調査も調査区域を定めながら実施しているところでございます。

結果と致しまして、近年は住民の生活に大きく影響を及ぼすような漏水による事故の発生件数は減少しているところでございます。

また、公共下水道管渠についてでございますが、現在は耐用年数の目安であります50年を経過する管渠はございませんので、公共下水道のストックマネジメント計画には管渠の更新についての具体的な記載はございません。

今後、下水道管渠の経過年数などを見極めながら、然るべきには、然るべき時期には、更新に向けた具体的な取り組み内容を計画に加える必要があるものと認識しているところでございます。

いずれに致しましても、議員ご指摘の通り、全国各地で上下水道管の老朽化を起因とする道路陥没事故の発生が相次いでいることは事実でございます。

今後におきましても、日常点検や漏水調査などにより、注視を継続し、状況把握に努めるとともに、道路管理者、管理者との情報共有など連携を図りながら、計画的かつ効率的な老朽管の更新に努めて参りたいと考えておりますのでご理解頂ければと思います。

「出崎議員」

議長。

(議長)

出崎議員。

「出崎議員」

2問目に移りますが、その前に下水道管の最大管径が70cm、それから耐用年数が50年を超えるものがないということで、大きな心配はないとは思ってはいますが、ただあの一漏水等によるですね、地下の空洞が大きくなるというようなこともありますので、まあその辺については運用上注意して頂ければと思います。

2問目に入ります。改正半島振興法の対応方針について伺います。

能登半島地震災害を受け、3月に半島防災の推進を掲げた、改正半島振興法が成立し、江差町も半島振興対策実施地域対象として地域され、指定されています。

政府の基本方針案が示され、半島道路網や港湾の整備に追い風となります、対応方針について伺います。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

出崎議員の2問目、改正半島振興法対応方針についてのご質問にお答えを致します。

半島振興法の一部改正の、一部を改正する法律が可決成立し、令和7年4月1日から施行、法律の期限が令和17年3月31日まで10年間延長されました。

今回の改正は議員もご指摘の通り能登半島地震を受け、半島防災の考え方方が強く打ち出されたものとなっております。

主な改正内容と致しましては、法の目的に半島防災の推進と地方創生が追記されるとともに、半島地域の役割として、自然環境及び良好な景観の保全、多様な再生可能エネルギーの導入及び活用といった内容が追加されております。

また基本理念の条文が追加となり、地方創生、魅力の増進、半島防災、国土強靭化を基本理念として半島振興施策を実施することが明記されております。

法の改正により、函館江差自動車道の整備などの半島道路網の整備、あるいは江差港の整備についても事業推進が図られることが期待されているところではあります、現状では、離島地域や過疎地域などの他の条件不利地域対策に比べて、半島地域に対する国の政策展開は十分とは言えません。

現在、国において、半島振興基本方針の策定を進めているところではございますが、全国半島振興市町村協議会などを通じながら、交通情報通信施設の整備促進や半島防災の推進を初め、半島地域が抱える諸課題の解決に向け、予算措置、財政措置の拡充を国に強く要望して参りたいと考えておりますのでご理解願いたいと思います。

「出崎議員」

議長。

(議長)

出崎議員。

「出崎議員」

あの一今回のこの改正の趣旨は、孤立対策ということで、能登半島におられるようですね、対岸の方からの道路網が寸断されたり何かということを、まあそれを推進するために、まあ開催されたというふうに聞いております。

もう、渡島半島の防災強靭化のためにですね、ぜひその機会を捉えて取り組んでもらえればと思います。以上で質問を終わります。

(議長)

以上で、出崎議員の一般質問を終わります。